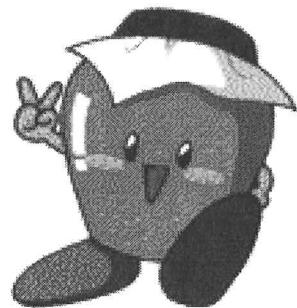


令和5年度
霧島市母子保健検討委員会
資 料



霧島市保健福祉部健康増進課

令和5年度 母子保健検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	選任方法		任期	備考
1	前田 康貴 マエダ ヤスカ	姶良地区医師会		産婦人科医	推薦	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
2	植木 熊 ウエキ イサオ	姶良地区医師会		小児科医	推薦	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
3	餅原 洋介 モチハラ ヨウスケ	姶良地区歯科医師会 霧島市支部			推薦	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
4	高山 隆文 コウヤマ タカフミ	姶良地区薬剤師会			推薦	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
5	新田 瑞璃子 ニッタ ルリコ	霧島市民生委員・児童委員協議会連合会		代表		令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
6	脇 かなえ ワキ かなえ	姶良・伊佐地域振興局 健康企画課			推薦	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
7	塗園 和代 ヌシツネ カズヨ	霧島市母子保健推進員会		会長		令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
8	武石 置美 タケイシ ナオミ	霧島市養護教諭部会		代表		令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
9	厚地 品子 アツチ ジャコ子	霧島市保育協議会		代表		令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(5) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 成人保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 成人保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

（2）霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

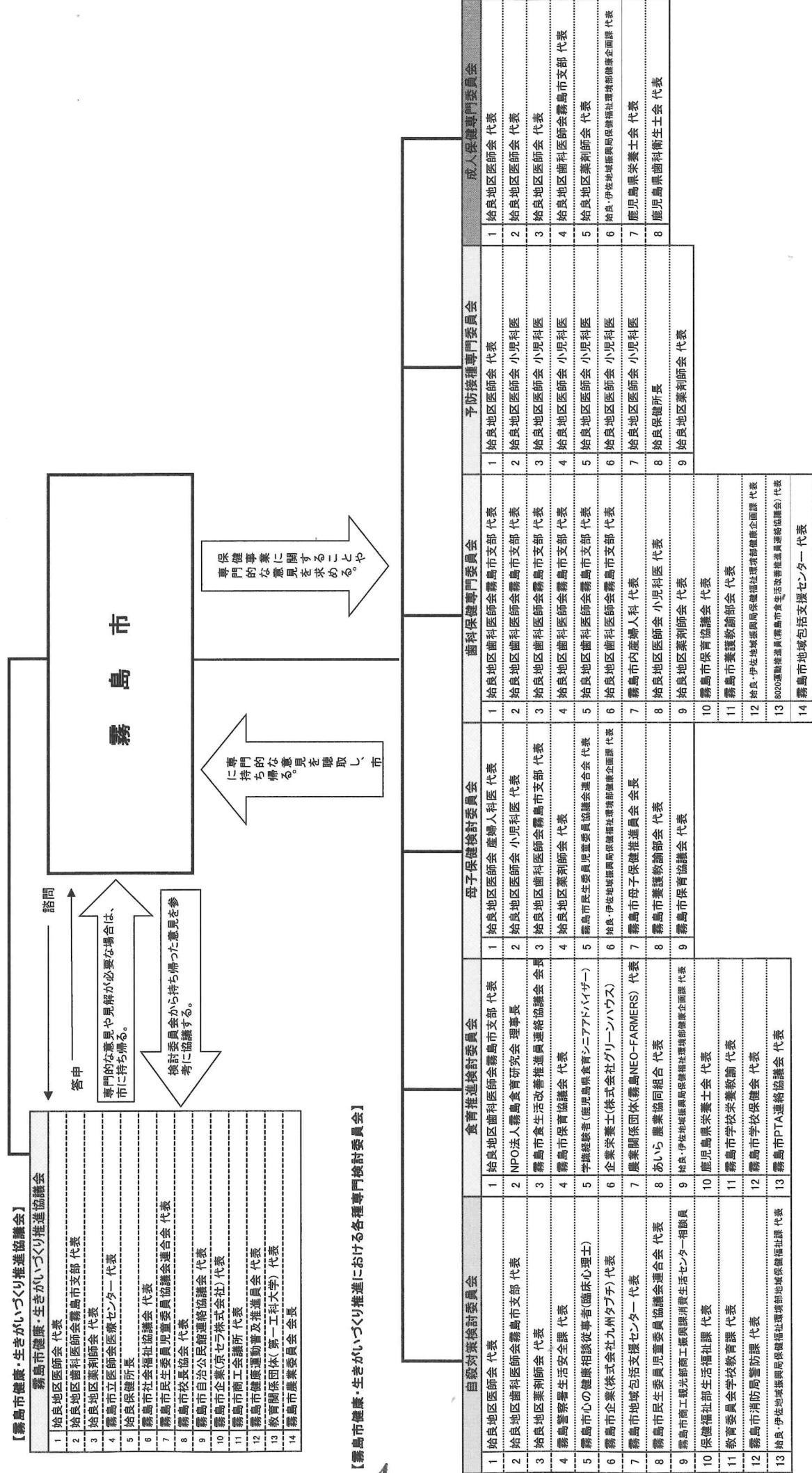
附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和4年2月17日告示第33号）

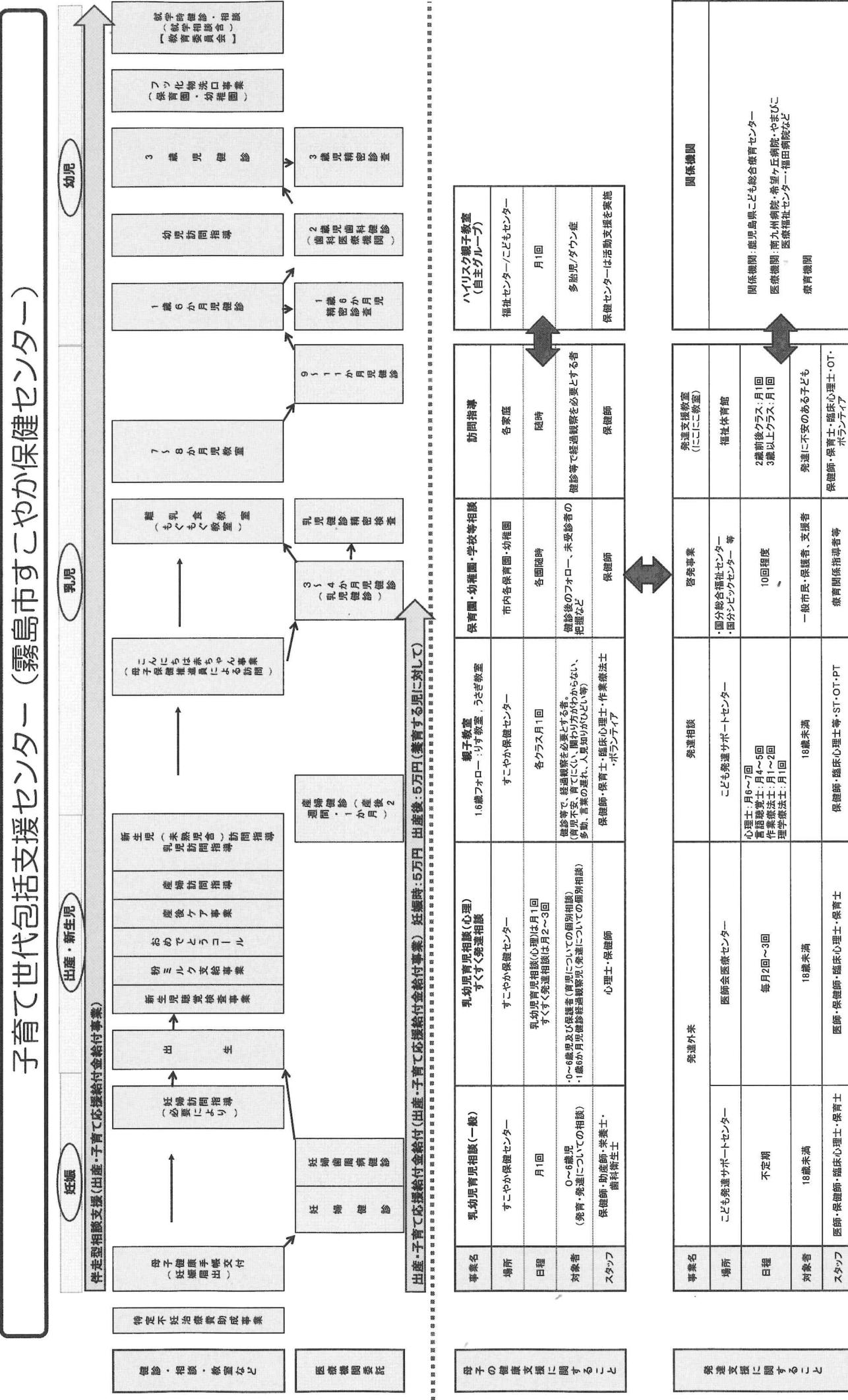
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

《令和5年度 霧島市健康・生きがいづくり推進の組織体制》



妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実(母子保健計画)

- 個別目標2 子どもの健やかな成長を支援する
- 個別目標1 安心して妊娠・出産ができるように支援する



個別目標1

安心して妊娠・出産ができるように支援する

【目標値】

項目	基準値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
妊産婦死亡率（出産10万対）	0.0 (※1)	0.0 (※2)
妊娠・出産について満足している市民の割合	93.0% (※3)	95.0% (※4)

(※1) 令和2(2020)年「霧島市衛生統計年報」 (※2) 死亡率ゼロを目標

(※3) 令和3(2021)年度「健やか親子21指標に関する調査(乳児健診)」

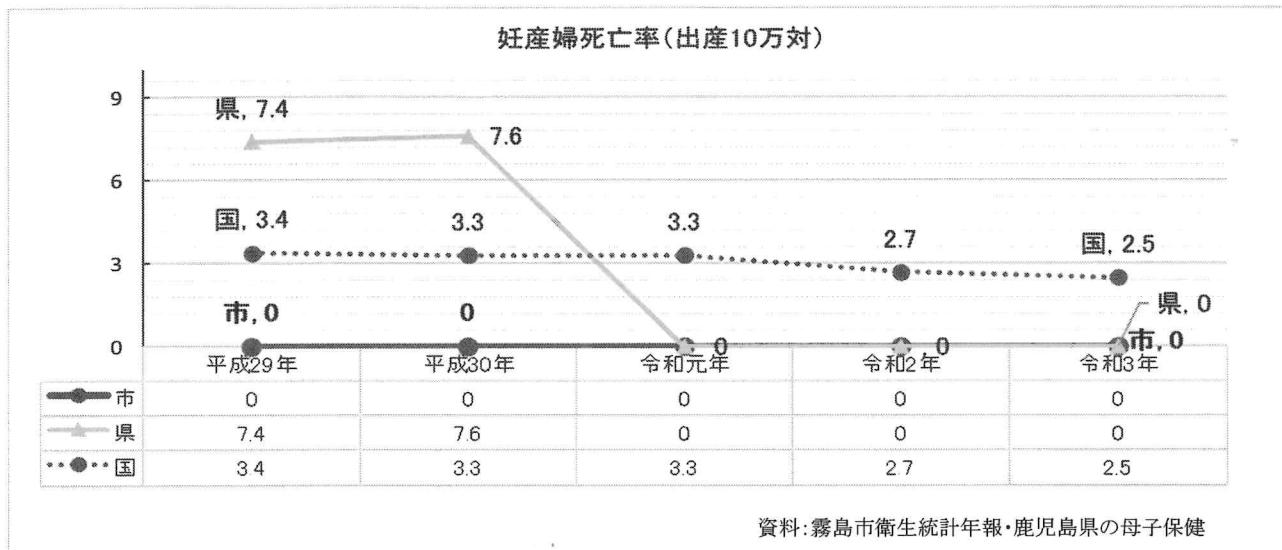
(※4) 「第二次霧島市総合計画(後期基本計画)」の目標値と同じ

【取組】

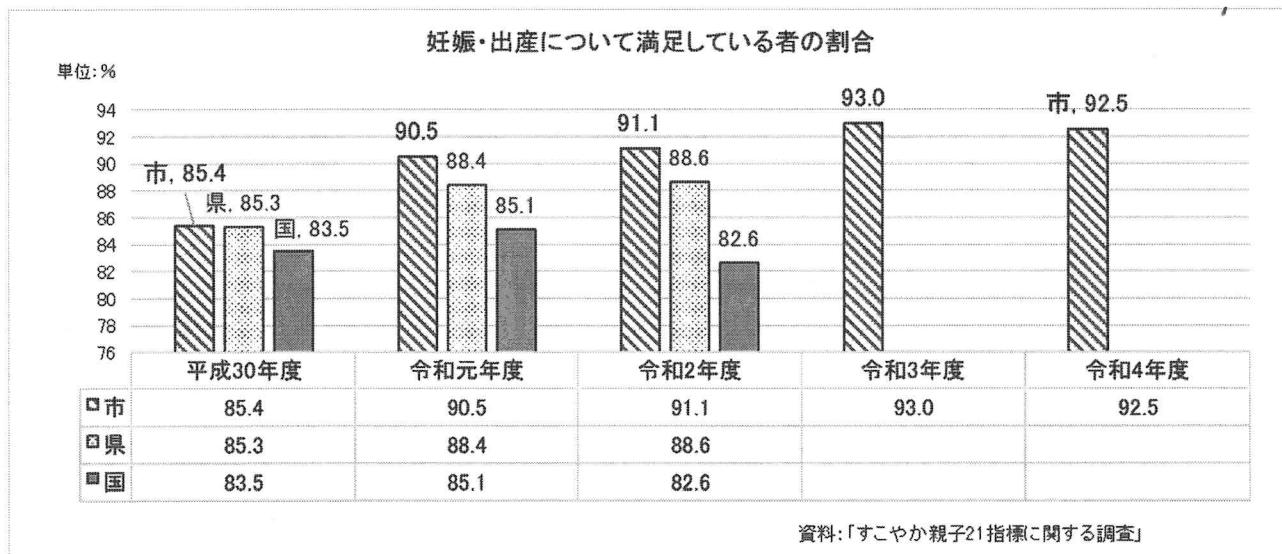
ライフステージ	次世代・働く世代
取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● リスクを抱える妊産婦を早期に支援するために、医療機関等の関係機関と連携をとり、切れ目のない支援を行います。● 安心して妊娠・出産ができるよう、正しい知識の普及・啓発に努めます。● 産後の支援体制について、関係機関との連携を図り、産後ケアなどの支援の充実を検討していきます。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none">●母子保健コーディネーターによる支援の充実 母子健康手帳発行時の情報や産科情報等、「出生連絡票」、「おめでとうコール」(母子保健コーディネーターによる出産後、全ての産婦への電話相談支援)等から支援の必要な方を把握し、関係機関と連携し支援を行っています。●電子母子手帳アプリの活用 母子健康手帳交付時等にアプリ登録後、アプリから予防接種等の案内、子育て情報などの配信を必要時にを行い、正しい知識の普及・啓発を行っています。 また、今後、妊婦相談など予約制についてアプリの活用をすすめ妊産婦等が利用しやすい環境づくりを図っていきます。●父親の育児参加を促す取組 霧島市子育てガイドブック「ぐんぐんの木」に子育てのための育児休暇取得の情報提供や、妊娠中から産後までのお父さんのサポートの一例を掲載し、母子健康手帳交付時に活用し父親の育児参加を促しています。今後、電子母子手帳アプリにも掲載を検討していきます。●霧島市希望の未来給付金(出産・子育て応援給付金給付事業)において伴走型支援を実施 霧島市希望の未来給付金において、伴走型支援を妊娠届出時からスタートし、全ての妊婦を対象に妊娠8か月アンケートを実施し、面談を希望する妊婦は保健センターにおいて面接を実施し、アンケート内容でフォローが必要な場合は、電話等で相談を行っています。産後も新生児訪問時等に全ての産婦と面談を行い継続して支援を行っています。●産後ケア事業の訪問型(アウトリーチ型)を開始 令和5年4月より産後ケア事業の訪問型(アウトリーチ型)を新たに開始し、委託事業所として新たに4事業所が追加となりました。産後の様子伺いの電話相談(おめでとうコール)や新生児訪問時などで事業について紹介し、産後の母親の心身のケア及び育児サポートを行い安心して子育てができる環境整備に努めています。

指標

【妊産婦死亡率の推移】

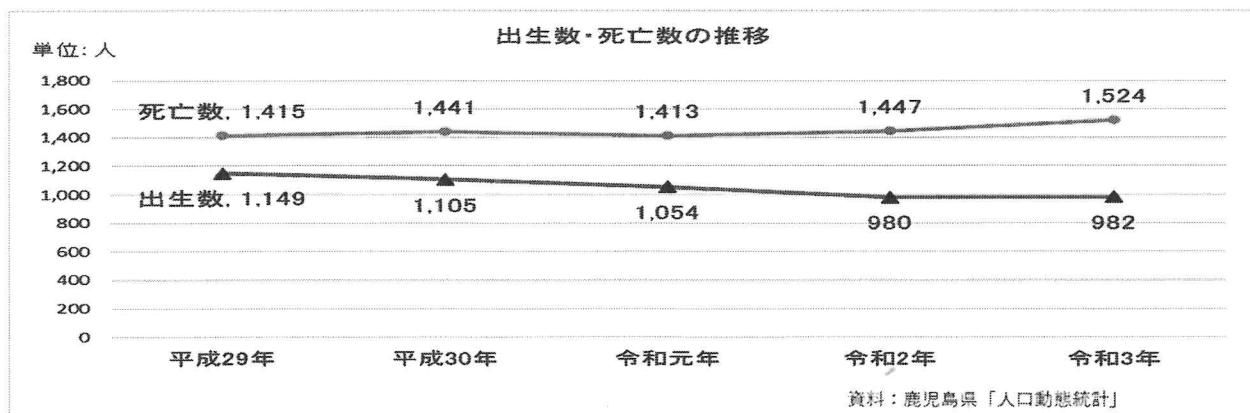


【妊娠・出産について満足している市民の割合】

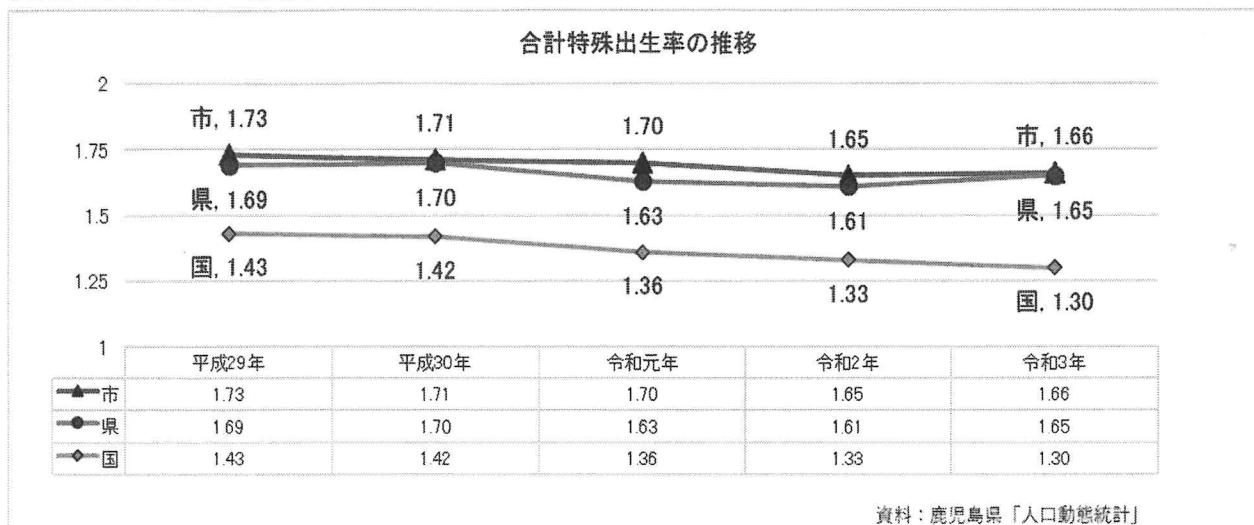


その他関連統計

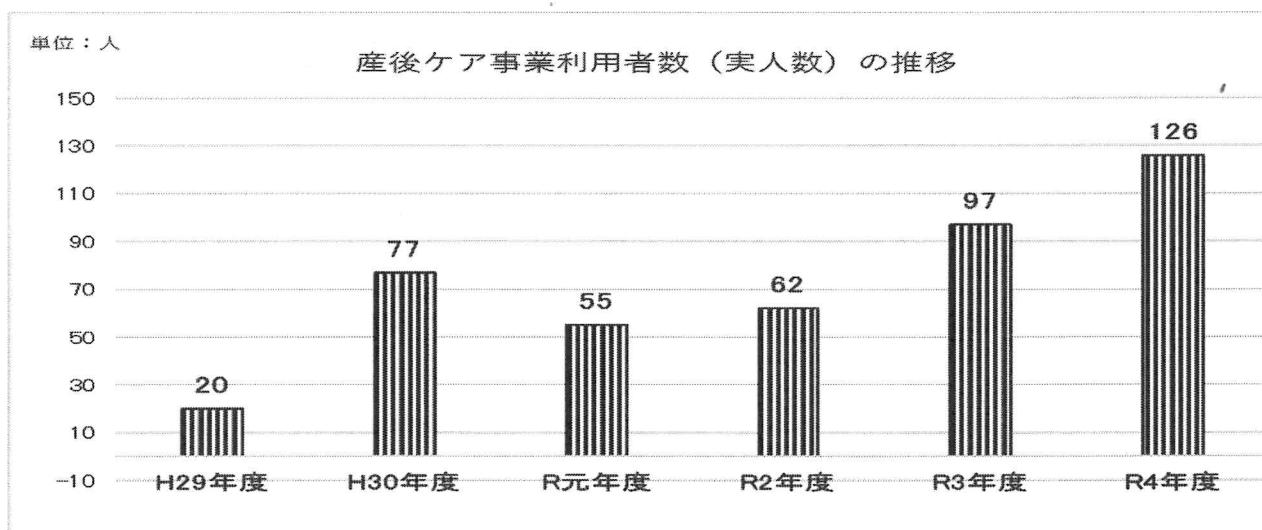
【出生数及び死亡数の推移】



【合計特殊出生率の推移】



【産後ケア利用者の推移】



個別目標2

子どもの健やかな成長を支援する

【目標値】

項目	基準値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
不慮の事故による死亡数	乳児 0 (※1)	0 (※2)
	1～4歳児 0 (※1)	0 (※2)
子育てに不安感や負担感を感じている保護者の割合	64.7% (※3)	59.7% (※4)
人工死産数に占める20歳未満の人工死産割合	37.5% (※1)	11.2% (※5)

(※1) 令和2(2020)年「霧島市衛生統計年報」

(※2) 死亡数ゼロを目指す

(※3) 令和4(2022)年度 企画政策課「市民意識調査」

(※4) 毎年度1%減少し5年間で5%減少

(※5) 国の目標値と同じ

【取組】

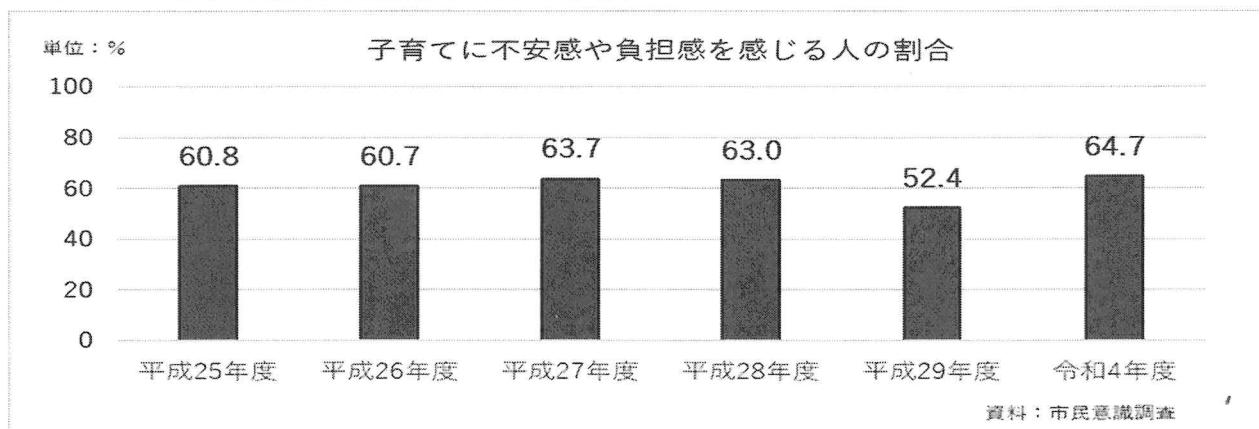
ライフステージ	次世代・働く世代
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに困った時の相談窓口の周知に努め、随時、相談に対応します。 ●乳幼児健康診査の未受診児への受診勧奨、子どもの状況把握を確実に行います。 ●子育てに困難を抱える家庭の早期支援を行うとともに、関係機関と連携し、虐待予防に努めます。 ●児童生徒が生命の大切さを知り、自分も周りの人も大切と考えることができるよう関係機関と連携した取組に努めます。 ●乳児、1～4歳児の不慮の事故を予防するため、乳幼児健診時やSNS等を活用した啓発に努めます。 ●妊娠、出産、育児に対する知識について、ホームページやSNS等を活用した情報提供や、夫婦で協力して育児ができるよう支援します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●すこやか保健センターの公式インスタグラムの作成及び配信 健診や教室のお知らせや事故防止等に関する情報について掲載し、正しい知識の普及・啓発を行っています。 ●電子母子手帳アプリの活用 母子健康手帳交付時等にアプリ登録後、アプリから予防接種等の案内、子育て情報などの配信を必要時に行い、正しい知識の普及・啓発を行っています。 ●7～8か月教室での事故防止の保健指導 離乳食のすすめ方の指導、日常生活での誤嚥や事故予防についてパワーポイントによる指導を行っています。 また、保育園に向けての乳幼児の誤嚥防止の講演を行っていきます。 ●乳児健診の委託医療機関との連携 乳児健診後の継続支援について、タイムリーな情報共有ができるように、委託医療機関にフォローが必要な方について早めの情報提供を依頼し、把握した情報を基に地区担当が支援を行っています。 また、令和5年度より、かかりつけ医が霧島市立医師会医療センターの方に限り、乳児健診を霧島市立医師会医療センターで受診ができる体制が整いました。 ●こどもセンター、地域の子育て支援センターとの連携 保護者が安心して子育てができるように、霧島市のこどもセンター、子育て支援センターとも、これまで以上に連携を図り課題等を共有しながら、未就園児の親子への相談や支援を行っていくように子育て支援のネットワークづくりを進めていく予定です。 ●思春期保健の取組 赤ちゃん人形や妊娠模擬体験グッズの貸出は、学校からの要望を受け随時行っています。 また、令和5年度は母子保健推進委員の研修の際に、助産師による「10代の妊娠の現状等について」講演を予定しています。 ●子ども家庭センターについて 改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることが明記されたことを受け、本市においても現在、設置に向けた協議をしています。

指標

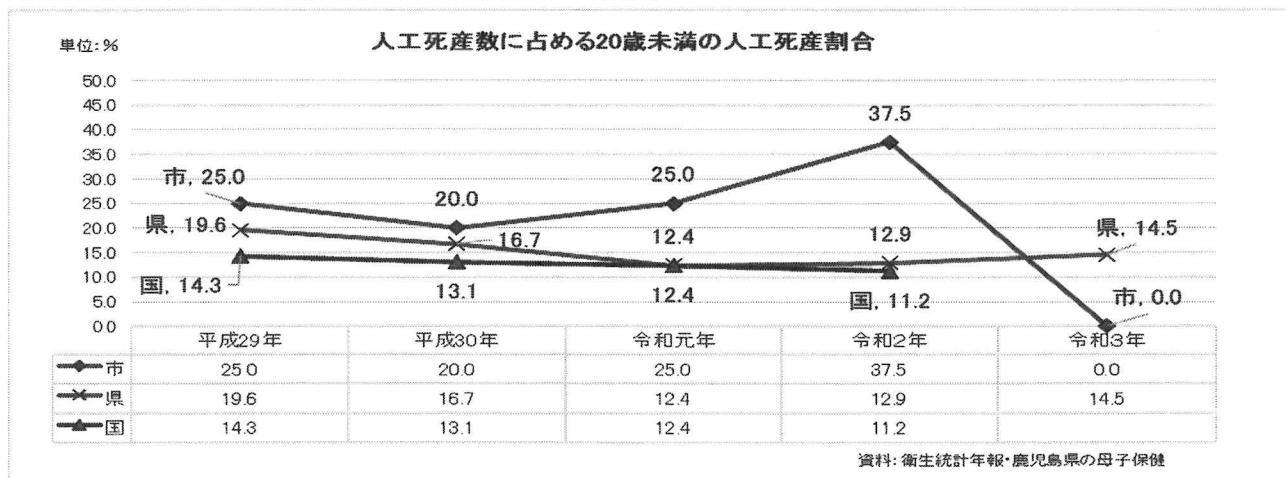
【不慮の事故による死亡率の推移】

不慮の事故による乳幼児の死亡率(当該年齢人口10万対)		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
乳児		96.9	0	0	0
1~4歳		0	0	0	0

【子育てに不安感や負担感を感じる人の割合の推移】

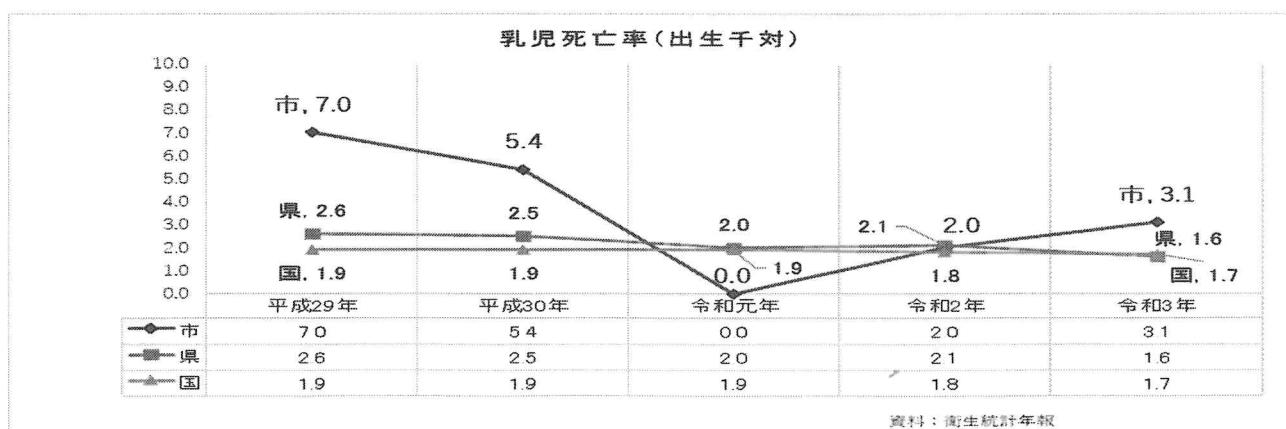


【人工死産に占める 20 歳未満の人工死産割合の推移】

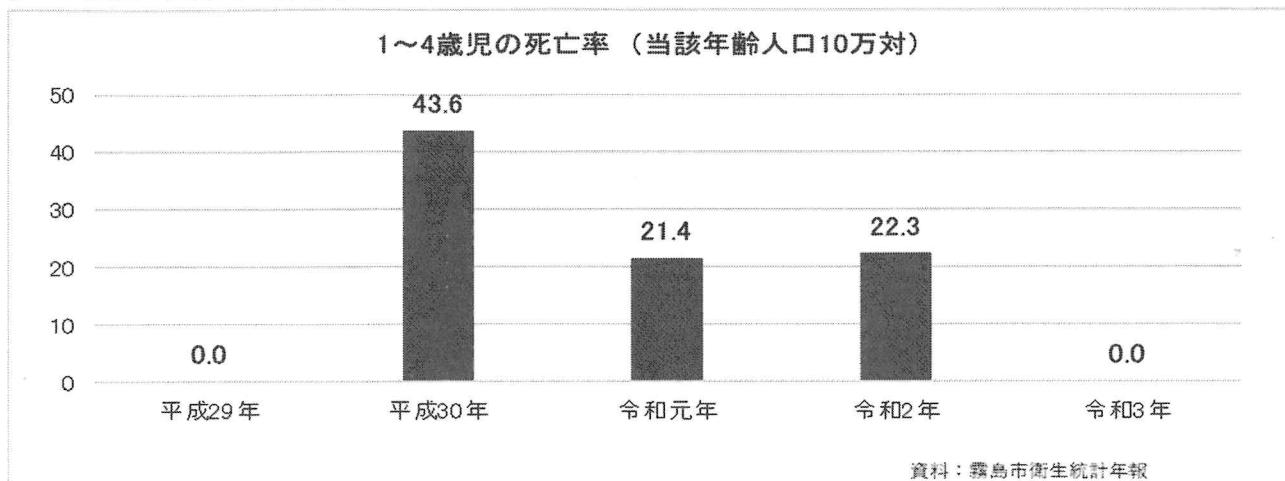


その他関連統計

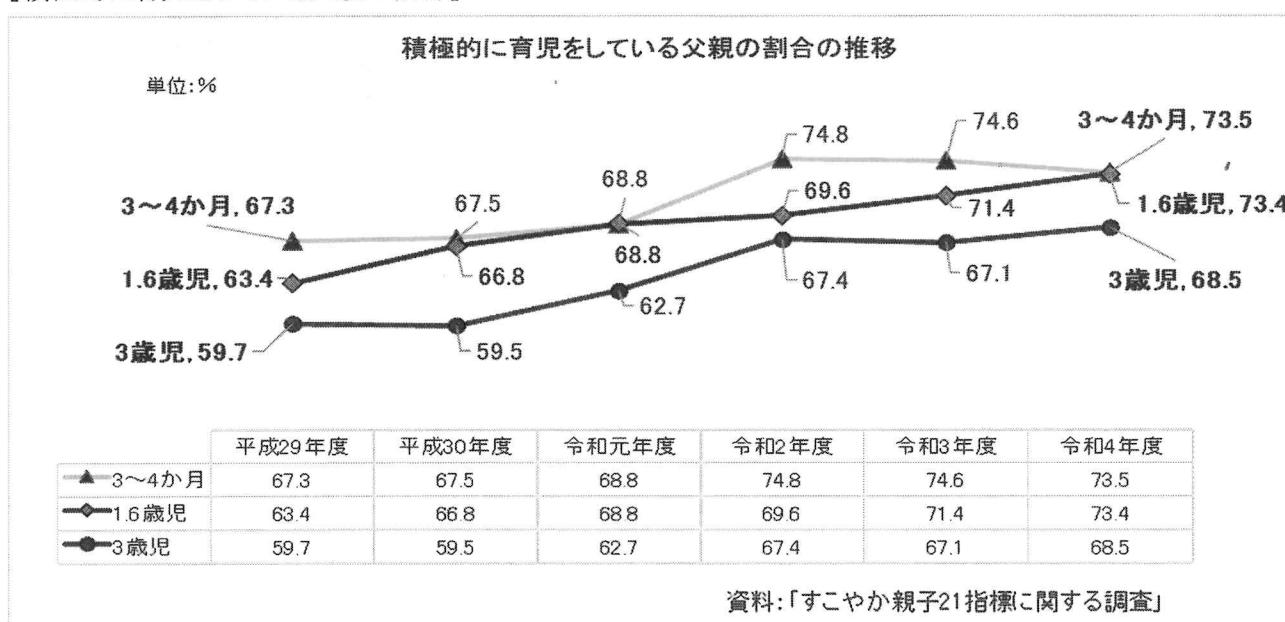
【乳児死亡率の推移】



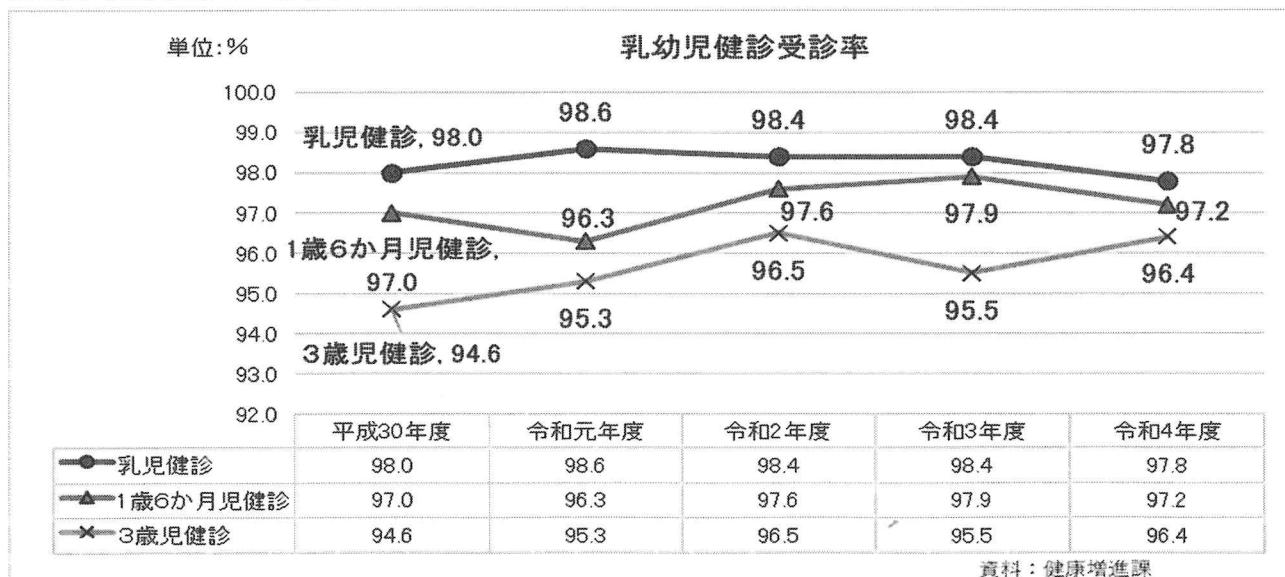
【1～4歳児の死亡率の推移】



【積極的に育児をしている父親の割合】



【乳幼児健診受診率の推移】



「妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実」の取組について

【解説】妊娠期から乳幼児期までの切迫目的のない挙措の在宅を圍る

母子保健コーディネーターの役割

霧島市子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーター

妊娠期

情報収集及び階層化
⇒必要な支援につなぐ



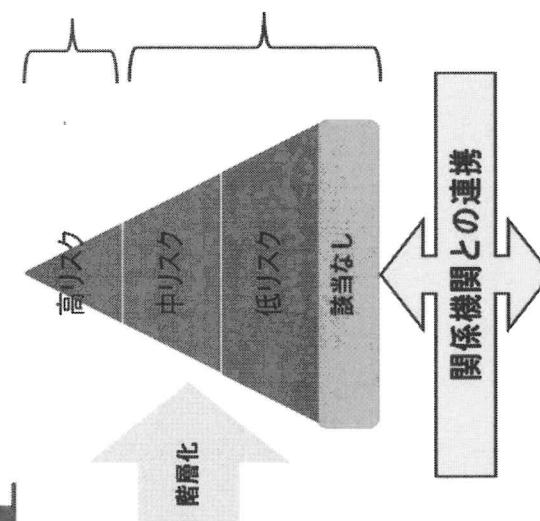
支援が必要と思われる対象

- ・若年・高齢妊娠
- ・未婚・再婚
- ・経済状況
- ・喫煙・飲酒
- ・支授者の有無
- ・不安が大きい
- ・母または児に疾病、障害がある
- ・精神疾患既往歴等

出生情報他

母子手帳交付
妊娠検診

母子健康手帳発行時の情報や産科医療機関情報、産後の「出生連絡票」、「おめでとうコール」(母子保健コーディネーターが、全ての産婦への電話を行い産後の状況把握と相談支援を行う)の内容から状況を把握し、妊娠のリスク区分を階層化し必要な支援につなぐ。



出産後



【高リスク対象者】
地区担当保健師・在宅助産師による訪問
必要に応じて子ども・くらし相談センター
と同伴訪問

【低・中リスク対象者】
母子保健コーディネーター
在宅助産師
【該当なし】
母子保健推進員



利用料金
無料!



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

母子モ

『母子モ』は霧島市が提供する、安心してお使いいただける子育てアプリです。

女性向け健康管理アプリ『ルナルナ』の利用者の声にお応えして生まれたサービスなので、
これからの子育てに役立つ機能がたくさんあります！
是非、紙の母子健康手帳と併せてお使いください。

――――――『母子モ』はこんな子育てのお悩みを解決するアプリです！――――――

予防接種って
種類が多くて複雑！
もっと簡単にスケジュールを
立てられたらいいのに…

子どもの健診の日程や、
必要な手続きの情報を逃さず
知れたらいいのに…

子どもが遊べる施設って
どこにあるの？
子育てイベントって
いつやってるの？

日々の子どもの成長や、
一生に一度のイベントを
大切に記録したい！



アプリストアからダウンロードして、カンタン登録！



＼ 母子モ(ボシモ)で検索！ /

母子モ

検索

or



Web版はこちら

▶ URL <https://www.mchh.jp>

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・スペイン語などの12言語に対応しています。

This service supports 12 languages including English, Chinese, Spanish, etc.

※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際には、Googleの利用規約をご確認ください。

Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc. のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター
E-mail: boshi_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

霧島市健康増進課 0995-64-0905
霧島市すこやか保健センター 0995-42-1159
受付時間：平日 8:15～17:00（土日祝祭日は除く）

予防接種モ！成長記録モ！街の育児情報モ！

地域とつながる、安心の子育てアプリです

やることが多くて大変！そんな育児を少しでも楽に

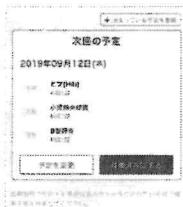
面倒で忘れがちな予防接種もカンタンに管理できる！



最適な接種日を自動表示

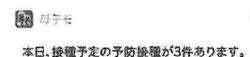
出生日と接種状況に応じて、
最適なスケジュールをお知らせします！

お子さまの急な発熱などでの突然の
予定変更にも対応できます。



受け忘れ防止のお知らせ機能

接種予定日が近づくと
事前にプッシュ通知でお知らせ！
忙しい毎日でも予定日を忘れず安心です。



地域の情報がカンタンに手に入る

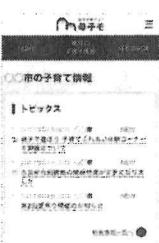
不安だらけの子育ても
地域の育児情報があると安心！

地域のお知らせが届く

お住まいの地域のイベントや、育児・生活
情報が届きます。

お知らせの例

『イベント情報』『補助金や子育て支援制度』
『子育てアドバイス』『災害時の緊急情報』など



お住まいの子育て施設をカンタン検索

お住まいの地域周辺の医療機関や公園、幼稚園・保育園
など、育児に欠かせない施設を検索できます。

また検索結果の地図表示や、
現在地から近い施設を表示することも可能です。

できたよ記念日

約150種類 のイベントを、
写真とコメント付きで記録。
日々の出来事を思い出として残せます。



イベント例

『入浴をはじめた』『はじめてのお出かけ』『ベビーカーデビュー』など



身長/体重グラフ

お子さまの身長・体重を入力すると
自動でグラフ化！
ひと目で成長が分かります。



家族間共有

お子さまの成長記録や思い出を、
パパやおじいちゃん・
おばあちゃんにも共有できます。
家族全員で成長を見守りましょう。



※このアプリは電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。健診や予防接種の時は母子健康手帳が必要です。
※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

「ご存じですか?」

『さんきゅうパパプロジェクト』

さんきゅうパパ
プロジェクト

国では、男性が配偶者の出産後2ヶ月以内に休暇を取得できるように推進しています。

出産による急激なホルモンバランスの変化で、出産後の母さんは、情緒不安定や体調不良を感じやすくなります。

そんな時に、お父さんが側にいるだけで心強いし、安心できます。

「さんきゅうパパ」とは、産後に休みを取るお父さんのこと。

「さんきゅう」は、「産休」と「Thank you(ありがとうございます)」。

お父さんが休暇を取ることで、産んでくれた妻に、生まれてきた我が子に感謝をしようという意味を込めています。

例えば、こんな日に休暇を取ってはどうでしょうか?

子どもが生まれる日、子どもを自宅に迎える日(退院日)、出生届を出す日、健診の日など。

休暇を取って一緒に過ごすことで、家事や育児をするきっかけにしてみませんか。

子育てのための休暇取得

休暇を取得するには、3つの方法があります。①は条件に当てはまる方全員が利用できる制度ですが、②は職場によって状況が異なるので、勤務先の制度を調べながら利用しましょう。

①「育児・介護休業法」で定められた制度を利用する。

②「育児目的の休暇制度(特別休暇)」を利用する。

…勤務先に制度があるか確認する。(例)配偶者出産休暇など

③ 年次有給休暇等の制度を育児目的で利用する。

*平成3年法律76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

育児休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が育児休業をした場合、一定要件を満たせば、育児休業給付金が支給されます。

○お問い合わせは、最寄りのハローワークへ。

厚生労働省サイト



さあ、さんきゅうパパの出番です!



お母さんは、産後すぐは体が思うように動かず、赤ちゃんのお世話を精一杯。睡眠不足になって、体力的にも精神的にも大変なときです。お父さんの協力が必要な時期です。

出産

妻に感謝の気持ちを伝える

頑張った妻をねぎらう、心からの感謝を伝えましょう。

退院に向けて準備をする

家のなかを片づけて、妻と赤ちゃんを迎える準備をしましょう。また、出産直後は特に体がしんどいので、妻が休めるように家事をしましょう。

2人で子供の世話をする

夫婦で育てるという意識を持って、赤ちゃんにたくさん触れてスキンシップをとりましょう。

産後

お母さんは慣れない育児で疲れやすい頃です。リラックスできる一人の時間をつくってあげましょう。

「産後うつ」のサインに要注意!

産後、気持ちの低落が激しくなることを「マタニティブルーズ」といい、情緒不安定になりますが、環境に慣れていくうちに自然に解消されていくものです。

それと異なり「産後うつ」は、長引いたり症状が深刻になる心の病気です。

疲労感が強く活動する気力がない、ささいなことにイラライラする。子どもがわざわざ思えないなど、症状は様々です。いつもと違う症状が長く続いている時は、専門機関に相談しましょう。

また、産後ケア施設のサービスや、すこやか保健センターの相談窓口を利用して、お父さんもひとりで頑張りすぎないようにしましょう。

子育ての悩み、心の不調など個別で相談できます。

すこやか保健センター 0995-42-1159

産後ケア事業



NEW 2022年10月から育児休業制度が変わりました!
新しく「産後パパ育休」の制度ができました!

- ・子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。
- ・分割して2回取得可能・休業中の就業が可能
- (※労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能)

参考: 内閣府 さんきゅうパパ準備BOOK 改訂版、厚生労働省 マンガでわかる!育児休業制度

「希望の未来給付金」

霧島市



希望の未来給付金（国の出産・子育て応援給付金）とは？

霧島市では妊娠届出時より妊婦や乳幼児の子育て家庭に寄り添い、出産育児等に関する相談や子育て支援情報の発信を行うなど、必要な支援につなげられるように切れ目ない支援を行っています。

今回、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に対し、出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るために「希望の未来給付金」を支給いたします。



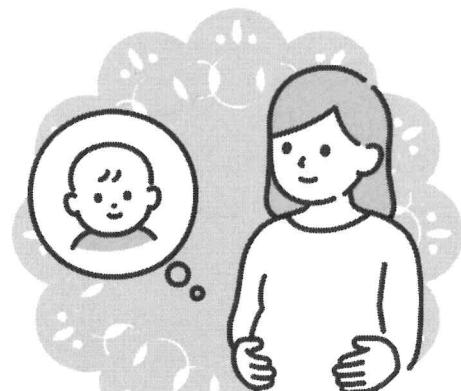
申請いただける対象者

① 令和5年1月1日以降に妊娠届出をした妊婦

⇒ 希望の未来給付金（妊娠届出時） 5万円

② 出生した子どもの養育者

⇒ 希望の未来給付金（出産後） 5万円



申請について

〈対象者①の方〉 …妊娠届出時に申請

- ・希望の未来給付金（妊娠届出時）申請書
- ・妊婦の振込先が確認できる資料（通帳の写し又はキャッシュカード等の写し）
※ 対象者②の方の受給には「妊娠8か月頃アンケート」の回答が必須となります。

〈対象者②の方〉 …出生届出後、おおむね1か月頃、霧島市より通知

- ・希望の未来給付金（出産後）申請書
- ・養育者の振込先が確認できる資料（通帳の写し又はキャッシュカード等の写し）
- ・子育てアンケート（必須）
- ・子どもの養育者との面談（すこやか保健センター）

※ 受給には上記必要書類の他に、産婦の面談が必須となります。面談終了後に必要書類等の確認ができ次第、支給いたします。なお、面談の日程調整については、すこやか保健センターより連絡いたします。

問い合わせ先

〈給付に関すること〉

健康増進課

TEL 64-0905

〈アンケート・面談に関すること〉

すこやか保健センター

TEL 42-1159

霧島市産後ケア事業のご案内

産後は、急激なホルモンバランスの変化により、精神的にも不安定になります。

霧島市では、産後のお母さんのからだとこころのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる産後ケア事業を実施しています。

対象者

- ・霧島市に住所がある方で、産後 1 年未満の母子
- ・産後に心身の不調や育児に対する不安や悩みのある方

ケア内容

- ・お母さんのケア：健康状態のチェック、乳房ケアなど
- ・赤ちゃんのケア：体重・健康状態のチェックなど
- ・育児の相談：授乳方法、お風呂の入れ方、お世話の仕方など
- ・育児サポート：休息、心身のケアなど



サービスの種類

- ・宿泊型：助産所等に宿泊し、産後ケアサービスを利用（1 泊 2 日の場合 7,000 円 × 2 日分の利用料となります）
- ・日帰り型：助産所等に通所し、産後ケアサービスを利用（時間は利用施設によって異なります）
- ・訪問型：ご自宅に助産師が訪問し、産後ケアサービスを提供（家事は含みません）

利用回数

原則、宿泊型、日帰り型、訪問型あわせて 7 日までです。

※訪問型は 1 日 1 回 3 時間以内（移動時間を含みます）

利用料金

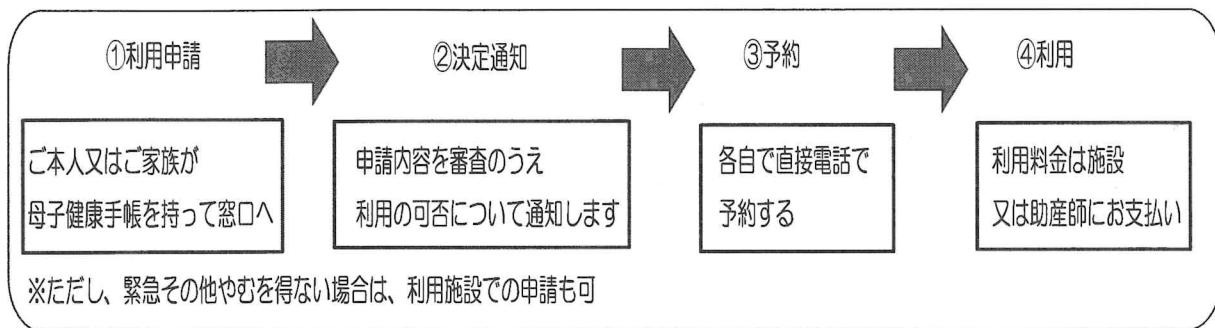
	宿泊型	日帰り型	訪問型
市民税課税世帯	7,000円	3,500円	1,500円
市民税非課税世帯	3,500円	1,750円	500円
生活保護世帯	0円	0円	0円

※多胎児の場合は、別途加算があります。

※上記以外にも、おむつ代・ミルク代等自己負担が生じるものがあります。



利用方法



実施施設

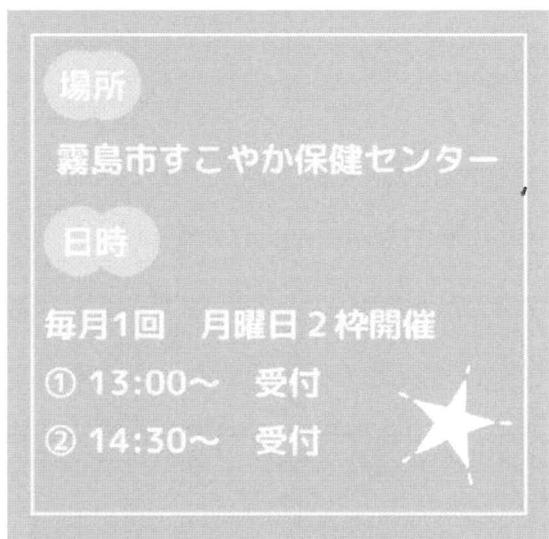
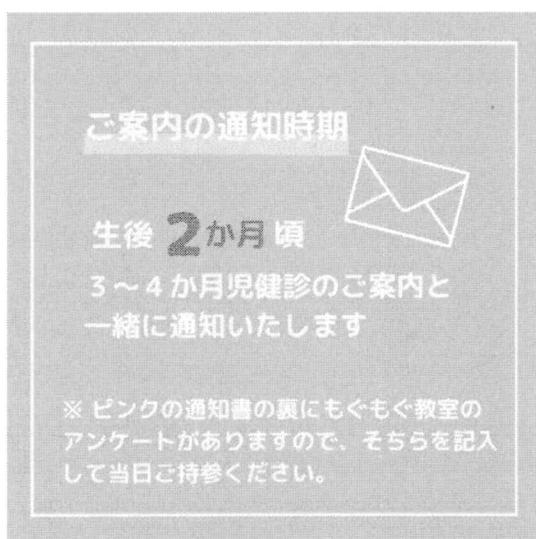
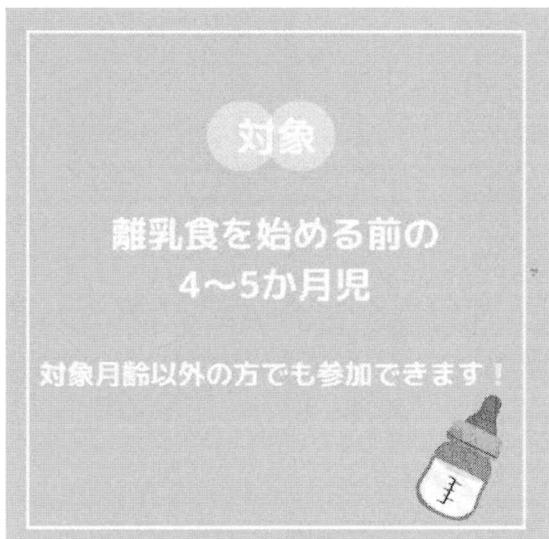
施設名	サービスの種類			住所	電話番号
	宿泊型	日帰り型	訪問型		
産後ケアハウス みつおHOUSE	※現在休止中				0995-55-8782
助産院 arkaya		○	○	霧島市牧園町三体堂2306-127	090-6766-5803
詩音 助産院			○	霧島市国分福島3丁目44-39-12	090-9791-8051
助産院 ユズリハ			○	霧島市国分上小川1440-4	080-5251-1975
フィオーレ第一病院	○	○		姶良市加治木町本町307-1	0995-63-2158
竹内レディースクリニック	○	○		姶良市東餅田502-2	0995-65-2296
開業助産師 永山 洋子			○	姶良郡湧水町田尾原117	090-3664-2860
鹿児島中央助産院	○	○		鹿児島市伊敷6丁目17-18	099-210-7560
マミィ助産院	○	○		鹿児島市中山町2598	099-263-5503

【申込・問合せ先】

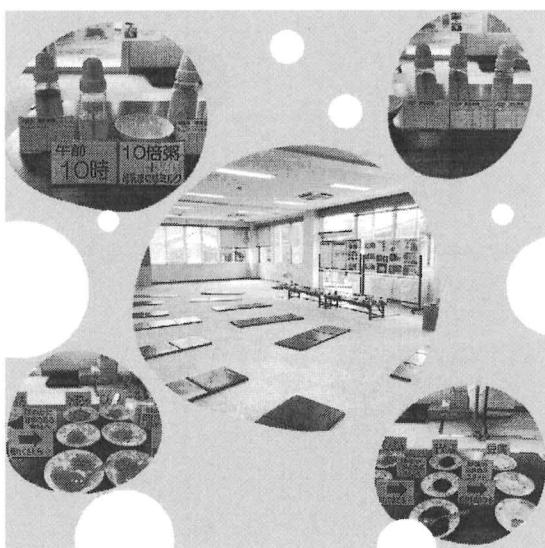
霧島市役所

- ・健康増進課：TEL0995-64-0905
- ・すこやか保健センター：TEL0995-42-1159





もぐもぐ教室の様子





子どもの事故予防

7か月～12か月 編

（起こりやすい事故）

- ・タバコ、医薬品、化粧品、洗剤、コイン、ボタン電池、磁石、吸水ボールなどを誤って飲む
- ・お菓子、豆などの食品が喉に詰まる

〈事故予防のポイント〉

- ・危険な物は赤ちゃんの手の届かない所や目に触れない場所に保管する
- ・引き出しなどにはストッパーを付ける

〈やけど〉

（起こりやすい事故）

- ・炊飯器や加湿器の蒸気に触る
- ・アイロン、ストーブに触る
- ・ポット、鍋などをひっくり返す
- ・テーブルクロスをひっぱり、熱い物をかぶる



〈転落・転倒・はさむ〉

（起こりやすい事故）

- ・扉に手や足をはさむ
- ・階段、玄関、ベッド、ベビーカー、椅子から転落する



〈事故予防のポイント〉

- ・熱源は床におかず、全て赤ちゃんの手の届かない場所におく
- ・台所やストーブなどに安全柵をつける
- ・食べ物・飲み物をテーブルの端に置かない
- ・テーブルクロスを敷かない

〈事故予防のポイント〉

- ・安全を確認してから扉を開閉する
- ・段差のあるところには柵をつけるなど転落防止対策をする

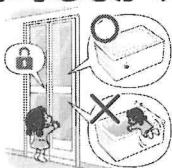
〈水まわりの事故〉

（起こりやすい事故）

- ・入浴時に周りが目を離したときに溺れる
- ・子どもが浴室に入ってしまい、浴槽を覗き込んでしまい、転落し溺れる
- ・洗濯機に落ちて溺れる

〈事故予防のポイント〉

- ・子どもと一緒に入浴する際は、子どもから目を離さない
- ・入浴後は、浴槽の水を抜く。
- ・浴室には鍵をつける
- ・浴槽や洗濯機のふたをしめる



〈車中のけが〉

（起こりやすい事故）

- ・座席からの転落
- ・車内での熱中症
- ・自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれる



〈事故予防のポイント〉

- ・チャイルドシートを使用する
- ・子どもだけ車内に残したままにしない
- ・後輪の巻き込みを防止するドレスガードを使用する